

令和6年度事業計画

ロシアによるウクライナ軍事侵攻が長期化する中、昨年はイスラエルとハマスの武力衝突により、中東情勢が緊迫化しております。世界的に不安定な情勢が続くことを受け、エネルギー価格は高止まりが続く状況となっております。

国内では1月1日に震度7の揺れを観測する令和6年能登半島地震が起き、住宅倒壊、住宅火災、地盤災害、津波被害をはじめとした甚大な被害が発生しましたが、避難所や仮設住宅において、LPGガスは有用性を発揮しました。分散型エネルギーであるLPGガスは災害時にも供給を継続でき、迅速な復旧ができる重要なエネルギーとしてエネルギー基本計画でも「最後の砦」として位置づけられております。しかしながら、道路交通網の途絶により孤立地域が発生し、配送不能となる可能性が考えられます。軒先在庫としての重要性を強く訴求し、引き続き各区市町村の避難所となる小中高校施設等へのLPGガス常設常用や発電機設置要望を訴えて参ります。

一方、無償貸与・貸付配管といった商慣行を背景にLPGガスの消費者が不利益を被っている現状を是正すべく液化石油ガス法施行規則の一部が改正されます。「過大な営業行為の制限」、設備費用の外出し表示・計上禁止を含めた「三部料金制の徹底」、「LPGガス料金等の情報提供」が予定されております。LPGガス業界にとって大きな変革の時期となります。説明会の実施等の会員周知をおこない、商慣行是正の一助となるよう努めて参ります。

「液化石油ガス高度化計画2030」は、策定されて4年目となります。令和4年全国事故件数では「販売形態別：質量販売傷害事故」「起因者別：その他傷害事故」「場所別：業務用施設傷害事故」の3項目において安全高度化指標が未達成となっております。引き続き、経済産業省、東京都及び全国LPGガス協会と連携し、更なる保安の確保を進めて参ります。また、教育事務所事業における講習会オンライン化は、令和6年度より一部を除いたほぼ全ての講習でオンライン講習となります。受講対象者のニーズを正しく把握し、オンライン受講が困難な場合の集合教育会場を設け、受講機会の損失のないよう努めて参ります。

組織体制におきましては、近年断続的に退会会員が増加しており会費収入減少が発生している状況の中、ほぼ全ての講習がオンライン化されたことによる受託料収入の大きな減少が予測されます。令和5年度より開始した協会独自の試験対策講習の範囲拡大、会員事業者向けの販売促進ツールの販売以外の事業創出を模索し、協会財政の安定化について検討いたします。

令和6年度の事業計画は、上記の事柄を踏まえお客様にLPGガスを安全・安心に提供できるよう以下の諸事業を推進して参ります。

1. 保安対策事業

① 保安講習会の実施

液石法第18条に基づき販売事業者等の従業員を対象とした保安講習会を東京都と共同事業として開催し、会員各位の保安意識の更なる向上に努める。同時に保安機器等に関する展示ブースを設け、保安技術向上にも努める。

② 「L P ガス安心サポート推進運動」の実施

全国 L P ガス協会が主体となり、令和 3 年度から「L P ガス安心サポート推進運動」として 5 年間実施する当運動は、当協会独自の重点事項を推進し、事故の未然防止に努める。具体的な保安推進運動の内容は別紙 1 のとおり。

③ 「自主保安活動チェックシート」の実施

「L P ガス安心サポート推進運動」の一環として、販売事業者が自主保安活動チェックシートにより保安活動を検証し、事故ゼロを目指し保安意識向上と保安の確保に努める。

④ 製造事業所、容器検査所等の保安対策

L P ガス製造施設において保安管理体制を徹底するとともに自点検を行ない、安全確保と事故防止を図る。

⑤ L P ガス放置容器の回収処理

都内で発生している放置容器の回収処理を迅速に行い、事故防止を図る。

⑥ 容器流出防止対策の推進

地震、水害等の自然災害による二次災害防止に向けて、容器転倒防止鎖又はベルト二重掛け、張力式ガス放出防止型高圧ホース等の安全機器の設置を推進する。

2. 需要促進事業

災害時における L P ガスの有用性、避難所及び一時滞在施設等へ L P ガス仕様 G H P や非常用発電機普及は必要不可欠であることを強く訴え、G H P 等導入に努める。同時に災害時にはエネルギー供給の「最後の砦」となる重要なエネルギーであることを踏まえ、軒先在庫として L P ガス常設常用についても必要性を提言し、L P ガスの拡販に努める。

また、「需要開発推進運動」に本年度も参加し、「より多くのお客様に L P ガスをお届けする」目標を実現するため、「進化する L P ガス」、「究極のライフライン L P ガス」、「人を育む L P ガス」の 3 本の矢を推進し、需要拡大を図る。

3. 高圧ガス保安協会関連事業

① 東京都液化石油ガス教育事務所事業

高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス教育事務所として資格者養成と技術向上を図るため、各種資格取得講習（オンライン講習を含む）及び検定試験並びに資格更新のための講習会（オンライン講習を含む）を別紙2の「令和6年度講習会予定表」のとおり実施する。

また、オンライン講習受講が出来ない受講者の受け皿として、映像集合教育を実施する。

② 東京都液化石油ガス試験事務所事業

高圧ガス保安協会より委託を受け高圧ガス試験（液化石油ガス関係）を、高圧ガス保安協会東京都液化石油ガス試験事務所として実施する。

4. 販売事業者指導支援事業

お客様相談所を協会内に開設し、LPGガス消費者から寄せられるLPGガスについてのさまざまな疑問、要望、意見等に適切に対応する。

また、LPGガス販売事業者の取引の適正化、料金の透明化に寄与し、消費者のLPGガスに対するイメージ向上に繋がるよう努める。

5. 取引適正化推進事業

各県協会と連携し特商法違反やLPGガス切替勧誘に関するトラブルの事例を関係行政に発信し、LPGガス取引適正化を推進する。また、商慣行是正に向けた省令改正に関する情報発信をおこない、改正省令の実効性確保に努める。

お客様に対するLPGガス切替勧誘に関するトラブル注意喚起チラシについても複数種の提供が可能となるよう準備をおこない、会員に周知をおこなう。

6. 競合エネルギー対策の推進事業

競合エネルギーの動向に注視し、各県協会とも連携し会員事業者に適切な情報提供が出来るよう努める。また、カーボンニュートラル等を見据えた検討推進、情報提供に努める。

7. 広報活動事業

広報誌「エルピー東京」を年4回発行し、業界動向、当協会の活動状況等の情報を積極的に提供し、会員の事業活動に貢献できるようにする。

協会ホームページの内容充実を図り、会員とLPGガス消費者双方への情報発信に努める。

8. 高圧ガス防災訓練への協力参加

東京都高圧ガス地域防災協議会のLPGガス部門を担当し、行政及び関係機関との連携強化を図る。また、LPGガスの特性及び保安対策に関する再認識を目的に、令和6年度東京都高圧ガス防災訓練に参加する。

9. 高圧ガス保安活動促進週間への協力参加

法令遵守及び保安意識の高揚を図るため、自主保安活動促進週間の活動に参加する。

10. 災害発生時等の情報連絡手段の確保

東京都が都庁各局及び関連団体に配備した業務用MCA無線機により定期的に通信訓練を行い、当協会と東京都の災害発生時等の情報連絡を確保する。

また、当協会会員事業者に配備されたMCA無線を用い、災害時組織体制に基づき、月1回の定期通信訓練を実施し、不慮の災害時の対応に備える。

11. 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省の補助事業として実施している石油備蓄法の災害時供給連携計画に基づき、防災訓練等を通じ会員相互の連携体制を強化し、災害時の保安及び安定供給確保に努める。

12. 保安功労者、優良事業所等表彰の推薦

永年に亘りLPGガスの保安業務に精励され、業界及び当協会に貢献された個人及び事業所に対し、保安功労者、優良事業所等として、各保安大会等に推薦する。

13. 行政庁及び関係団体への協力

行政機関及び関係団体と相互に連携して、関係業務の円滑な運営を図る。

14. 協会組織の検討

再編成をおこなった新支部について安定的な支部活動を実施していくための一助となるように努める。現在協議中の支部については、引き続き支部再編成を取り組む。

また、教育事務所事業オンライン化等の収入減少対策としての新たな収入源の創出、協会の財政改革、組織体制の整備及び事務合理化の推進を図る。引き続き、中長期的な事業体制を見据え、人材育成等を進める。

昨年より開始したビジネスサポートサイトでの商材拡大、利用率向上を行い、会員の事業に寄与する。

15. 登録、認定、届出等の指導業務

会員及び入会希望者の登録、認定、届出及び免状交付手続き等の指導業務を行う。

16. 賠償責任保険その他関連業務

全国LPGガス保安共済事業団東京都支部として、液化石油ガス法に基づくLPGガス販売事業者賠償責任保険及びLPGガス受託認定保安機関賠償責任保険等の募集・付保証明発行業務を行う。また、個人情報漏えい賠償特約、総合賠償特約、労働災害総合補償特約及び自然災害に対する供給設備の保険に関する募集業務、LPGガスライフ支援制度の募集業務を行う。

17. 区市町村との災害協定締結事業

東京都の災害協定の未締結区市町村との協定締結を目指し、全会員が一致団結した活動に努める。また、既に締結済みの災害協定等の見直しを行い、有事に備える。